

◎新潟県告示第374号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（前渡資金の支出の決定）</p> <p>第5条 資金前渡職員は、交際費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（支払）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p> <p>(1) 社会保険料 (2)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（支出命令者への報告）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 <u>犯罪の捜査</u>に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金（規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。）の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（前渡資金の支出の決定）</p> <p>第5条 資金前渡職員は、交際費又は若草寮に入所する児童に係る経費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（支払）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 資金前渡職員は、次に掲げる経費について、債権者との間で口座引落しの方法による支払を行う旨の取り決めを行ったときは、口座引落しの方法により支払うことができる。</p> <p>(1) 社会保険料 <u>（労働保険料を除く。）</u> (2)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（支出命令者への報告）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 <u>若草寮に入所する児童に係る経費</u>、<u>犯罪の捜査</u>に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金（規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。）の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>